

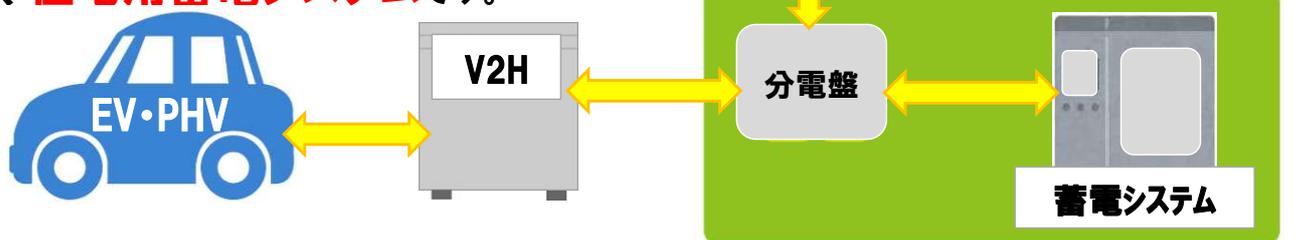
次世代自動車・住宅用蓄電システム補助金

日光市では、地球温暖化の防止及び災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、「非常時対応型低炭素設備導入費補助金」(災害などの非常時に対応できる設備等の導入補助金)を実施しております。

■補助対象設備等

補助対象となる設備等は、

電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)、電気自動車等充給電設備(V2H)、住宅用蓄電システムです。



【注】太陽光発電システムのみでの設置は補助対象外です。

■補助金額

1. 電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV) **15万円**
2. 電気自動車等充給電設備(V2H) **15万円**
3. 住宅用蓄電システム **3万円/1kWhあたり 上限15万円**
 太陽光発電システムを同時に新設する場合 **2万円/1kWあたり 上限8万円を加算 最大23万円!**

■補助対象者

日光市内に住所を有し、以下のいずれかに該当される方が補助金の対象となります。

(ただし、市税及び公共料金に滞納がある方は補助対象者にはなりません)

1. EV・PHVを自ら使用するために、新たに購入された個人(法人は対象外)
2. V2Hまたは住宅用蓄電システムを自ら居住する住宅に設置した個人(設備が設置されている住宅を自ら居住するために購入された方を含む)

■補助対象の要件

EV・PHV	V2H	住宅用蓄電システム
<ul style="list-style-type: none"> ●新車であること ●自家用車であって、申請者が車両所有者及び車両使用者であること(ローンの場合は、販売店等が車両所有者であっても可) ●経済産業省クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金の補助基準に合致していること ●車両外部に電源を供給できる機能(AC100V)を有すること(オプション可) ●使用の本拠が日光市であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●EV・PHVと分電盤を接続することで、電力の融通が可能となるシステムであること ●太陽光発電システムが設置されていること(同時設置可) ●太陽光発電システムと連系が可能であること ●電気自動車等(EV・PHV)を申請者またはその方と同一世帯の方が所有していること(ローンの場合は、販売店等が車両所有者であっても可) ●中古品でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅用のリチウムイオン蓄電池であること ●太陽光発電システムが設置されていること(同時設置可) ●太陽光発電システムと連系が可能であること ●太陽光発電システムによって発電した電力及び夜間電力を繰り返し蓄えることにより、消費電力の平準化及び停電時の非常用電源としての活用ができるものであること ●中古品でないこと

⇒ 申請方法・問い合わせ先等は裏面をご覧ください

■申請方法・申請書類

補助金の交付を希望される方は、**事前にチェックリストを必ず確認し**、補助対象設備等の購入後 90日以内に環境森林課まで提出してください。**(事後申請)**

郵送・持参いずれの方法でも申請が可能ですが、郵送の場合は、書類の確認をする場合の連絡先(電話番号)を併せてお知らせください。

※申請に必要な様式等は、ホームページからダウンロードできます。

※補助金申請は、一世帯1回限りとなります。(EV・PHVとV2Hのみ併用可能です)

EV・PHV	V2H	住宅用蓄電システム
<ul style="list-style-type: none"> ①補助金申請書兼請求書(様式第1号) ②公共料金の調査同意書(様式第2号) ③住民票(世帯員全員が記載され3ヶ月以内に発行されたもの) ④契約書の写し ⑤領収書の写し ⑥自動車検査証の写し ⑦車両のカタログまたは仕様書 ⑧車両の保管場所を示す案内図 ⑨車両の保管場所においてその車両番号が確認できるように撮影された写真 	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金申請書兼請求書(様式第1号) ②公共料金の調査同意書(様式第2号) ③住民票(世帯員全員が記載され3ヶ月以内に発行されたもの) ④工事請負契約書の写し ⑤領収書の写し ⑥機器のカタログまたは仕様書 ⑦機器の保証書の写し ⑧機器と電気自動車等がケーブル等により接続していることが確認できる写真 ⑨機器の引渡しを確認できる書類の写し ⑩太陽光発電システムの設置状況写真及び設備設置後の購入電力量のお知らせの写し ⑪自動車検査証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金申請書兼請求書(様式第1号) ②公共料金の調査同意書(様式第2号) ③住民票(世帯員全員が記載され3ヶ月以内に発行されたもの) ④工事請負契約書の写し ⑤領収書の写し ⑥機器のカタログまたは仕様書 ⑦機器の保証書の写し ⑧機器の設置箇所の位置図 ⑨機器の設置状況を示す配置図及び写真 ⑩機器の引渡しを確認できる書類の写し ⑪設備設置後の購入電力量のお知らせの写し

★太陽光発電システムの加算申請をする場合は、④～⑩の申請書類の中に「太陽光発電システム」が同時設置されていることを確認します。

■詳しくは・・・

詳しくは市のホームページをご覧くださいか、環境森林課までお問い合わせください。

日光市 非常時対応型

検索



【補助金に関するお問い合わせ・申請先】

日光市 観光経済部 環境森林課 気候変動対策係

〒321-1292 日光市今市本町1番地

電話：0288-21-5152 FAX：0288-21-5121

e-mail：kankyoushinrin@city.nikko.lg.jp